

# 【事前協議用】高松市自治会集会所改修等補助の手引き（令和5年度事前協議）

※令和6年度予算の状況により、申請時の補助対象・限度額等は変更となる可能性があります。

## 補助対象事業

**令和6年度  
施工分**

自治会集会所の改修及び増築工事のうち、以下の条件を満たしているものが対象となります。

- 【建物】①補助事業後の延床面積が9.917㎡以上となること（増築の場合）  
 ②自治会所有であること（自治会所有とは→『自治会名義で登記』をしていること）  
 ※なお、これにより難しい場合は、個別に御相談ください  
 ③用途が自治会活動であること
- 【敷地】①自治会が使用の権原を有していること
- 【全体】①国・県等からの新築等に係る補助を受けていないこと（予定を含む）  
 ②事業総額が50万円以上であること  
 ③工事を分割して申請していないこと



《注意点》●事前協議の時点で未法人化・未登記でも事前協議は可能ですが、

本申請時までには法人化及び自治会名義での登記ができていない場合は、受け付けができません。

●高松市自治会集会所改修等補助規程で定められた期間内は、集会所を処分することはできません。

●増築の本申請時に、建築確認済証が交付されない場合、受け付けができません。

御不明な点等がございましたら、事前協議時に建築に関する専門機関へ御相談ください。

## 補助対象経費

★事業が補助対象となる場合でも、経費によっては、補助対象経費に含まれない場合があります。

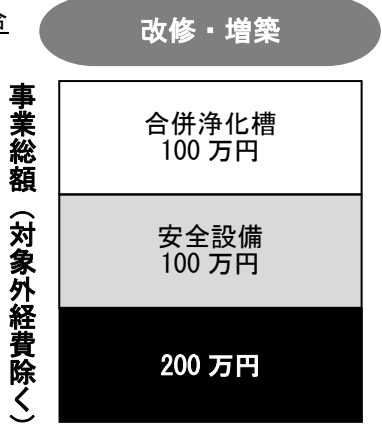
★主な例は以下のとおりですが、これら以外については、個別に御相談ください。

対象になる経費の例	対象にならない経費の例
●建物本体工事費	●土地の購入費・借入費 ●土地造成工事費 ●整地費 ●地盤調査及び地盤補強工事費 ●解体工事費（改修工事に係る一部解体を除く。） ●建物の移転工事費 ●外構工事費 ●附属建物や別棟の倉庫・物置に関する費用 ●備品（家具・家電・照明器具・エアコン等）※ただし、設備工事に含まれるものを除く ●維持管理費（畳・襖・障子・網戸の張替等）※ただし、床・壁等改修工事と一体の場合を除く ●設計費 ●見積費 ●測量費 ●登記費用 ●建築確認等申請費用 ●各種負担金・手数料（水道負担金等）

## 補助対象事業費の限度額

$$\text{補助率} = \text{事業総額（対象外経費除く）} \times 50\% \text{以内（予算の範囲内で決定）} ※$$

（例）300万円の改修工事費を要する場合  
 200万円が補助対象事業費の限度額  
 となり、その額に補助率を乗じて得た  
 額が補助金額となります。



$$200万 \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

$$300万 - \text{補助金額} = \text{自己負担額}$$

## 安全設備とは

高齢者や身体障がい者等が集会所を安全に利用するための下記の整備

- 手すり
  - スロープ（地上から出入口まで）
  - 滑りにくい床材 ●階段昇降機
  - 車いす対応トイレ（出入口幅80cm以上・内寸200cm×200cm程度）
  - おむつ交換シート
  - トイレベビーチェア
  - 高齢者や障がい者等に配慮した調理台・水洗器具（オストメイト対応等）の設置
  - その他、特に必要と認められるもの
- ※上記設備及び設備工事費（内訳書で安全設備部分と明確に判断可の場合）が対象となります。

※災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの）により被害を受けた集会所の復旧工事を、被害を受けた日から1年以内に着手した場合、次の補助率を適用する。  
 改修：補助率 75%以内

# 手続きのながれ

	市への提出書類	備考
事前協議	<input type="checkbox"/> 事前協議書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 3者以上の見積書・内訳書（写）（同仕様のもの） ※有効期限内（作成日が3ヶ月以内）のもの <input checked="" type="checkbox"/> 平面図（施工前・施工後） <input checked="" type="checkbox"/> 所在地図 <input checked="" type="checkbox"/> 写真（外観・内観・施工箇所）※日付入り（撮影日から1ヶ月以内） <input checked="" type="checkbox"/> （安全設備のみ）カタログ <input checked="" type="checkbox"/> 申請に係る集会所の敷地及び建物の登記事項証明書（写）（※注1） ※自治会名義であること。 <input checked="" type="checkbox"/> （借地の場合）賃貸借（使用貸借）契約書（写）及び登記事項証明書（写）（※注1） ※契約を締結していない場合は、契約書の代わりに土地使用承諾書でも可 <input checked="" type="checkbox"/> 直近2ヶ年分の予算・決算状況が分かるもの（令和4年度・令和5年度総会資料等） <input checked="" type="checkbox"/> 集会所整備について自治会員の同意を得ていることが分かるもの（議事録等）	（令和5.7～ 令和5.9末）  <b>★</b> 必要に応じ、聞き取り調査及び現地調査を行います。  <b>★</b> （※注1）登記事項証明書（写）について、発行日から3ヶ月以内のものを有効とします。
内定	〈補助金交付限度額等内定通知〉	（令和6.3末）
申請	<input type="checkbox"/> 補助金等交付申請書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 3者以上の見積書・内訳書（写） ※有効期限内（作成日が3ヶ月以内）のもの <input checked="" type="checkbox"/> 平面図（施工前・施工後） <input checked="" type="checkbox"/> 所在地図 <input checked="" type="checkbox"/> （安全設備のみ）カタログ <input checked="" type="checkbox"/> 写真（外観・内観・施工箇所）※日付入り（撮影日から1ヶ月以内） <input checked="" type="checkbox"/> 申請に係る集会所の敷地及び建物の登記事項証明書（写）（※注1） ※自治会名義であること。 <input checked="" type="checkbox"/> （借地の場合）賃貸借（使用貸借）契約書（写）及び登記事項証明書（写）（※注1） ※契約を締結していない場合は、契約書の代わりに土地使用承諾書でも可 <input checked="" type="checkbox"/> （建築確認が必要な場合のみ）確認済証（写） <input checked="" type="checkbox"/> （都市計画区域外のみ）工事届提出済証明書（写）	（令和6.4～）  <b>★</b> 事業着手の20日前までに申請を行ってください。 <b>★</b> （※注1）登記事項証明書（写）について、発行日から3ヶ月以内のものを有効とします。
交付決定	交付決定 →工事請負契約の締結	
事業着手	<input type="checkbox"/> 着手届 <input checked="" type="checkbox"/> 工事請負契約書（写）	<b>★</b> 事業着手後直ちに提出してください。
事業完了	<input type="checkbox"/> 完了届 <input type="checkbox"/> 実績報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 領収書（写） <input checked="" type="checkbox"/> （建築確認提出者のみ）検査済証（写） <input checked="" type="checkbox"/> 完了後写真（申請時と同箇所）※日付入り <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 振込先変更依頼書	<b>★</b> 事業完了後、20日以内に提出してください。

※増築工事により建物の登記事項に変更がある場合は、建物の変更登記が完了次第、直ちに登記事項証明書（写）を提出してください。

※「□」マークの書類は、市指定様式での提出となります。また、申請内容によっては上記以外の書類の提出を求められることがあります。

※ 高松市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

※ 複数の業者へ発注する場合は、それぞれについて三者以上の見積書が必要です。

※ 自治会総会等で集会所整備について自治会員の同意を得てから申請してください。

※ 可能な限りユニバーサルデザインに配慮し、環境負荷の低減に努めてください。

※ 火災等により損害保険金や移転保証金等の給付を受け、その給付額が補助金交付申請時の自治会負担額を超えた場合は、その超えた相当額を補助金額から減額します。

※ 事前協議したすべての事業について補助をお約束するものではありません。

※ 詳しくは「高松市自治会集会所改修等補助規程」を御確認ください。

※ 集会所の新築についての御相談は、別途、コミュニティ推進課までお問い合わせください。

## 問い合わせ先・提出先

高松市番町一丁目8番15号  
高松市 コミュニティ推進課  
☎087-839-2277